自分の介護保険料を確認してみましょう

６５歳以上の方の介護保険料は、令和３～令和５年度の３ヶ年間に必要と見込まれる町の介護サービス費用がまかなえるよう算出しています。

五ヶ瀬町で必要な介護サービス費用の総額 × ６５歳以上の方の負担分　２３％ ÷ 五ヶ瀬町に住む６５歳以上の方の人数 ＝ 令和３～令和５年度の　**保険料基準額　５９，７６０円（年額）**

この「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように９段階の保険料に分かれています。

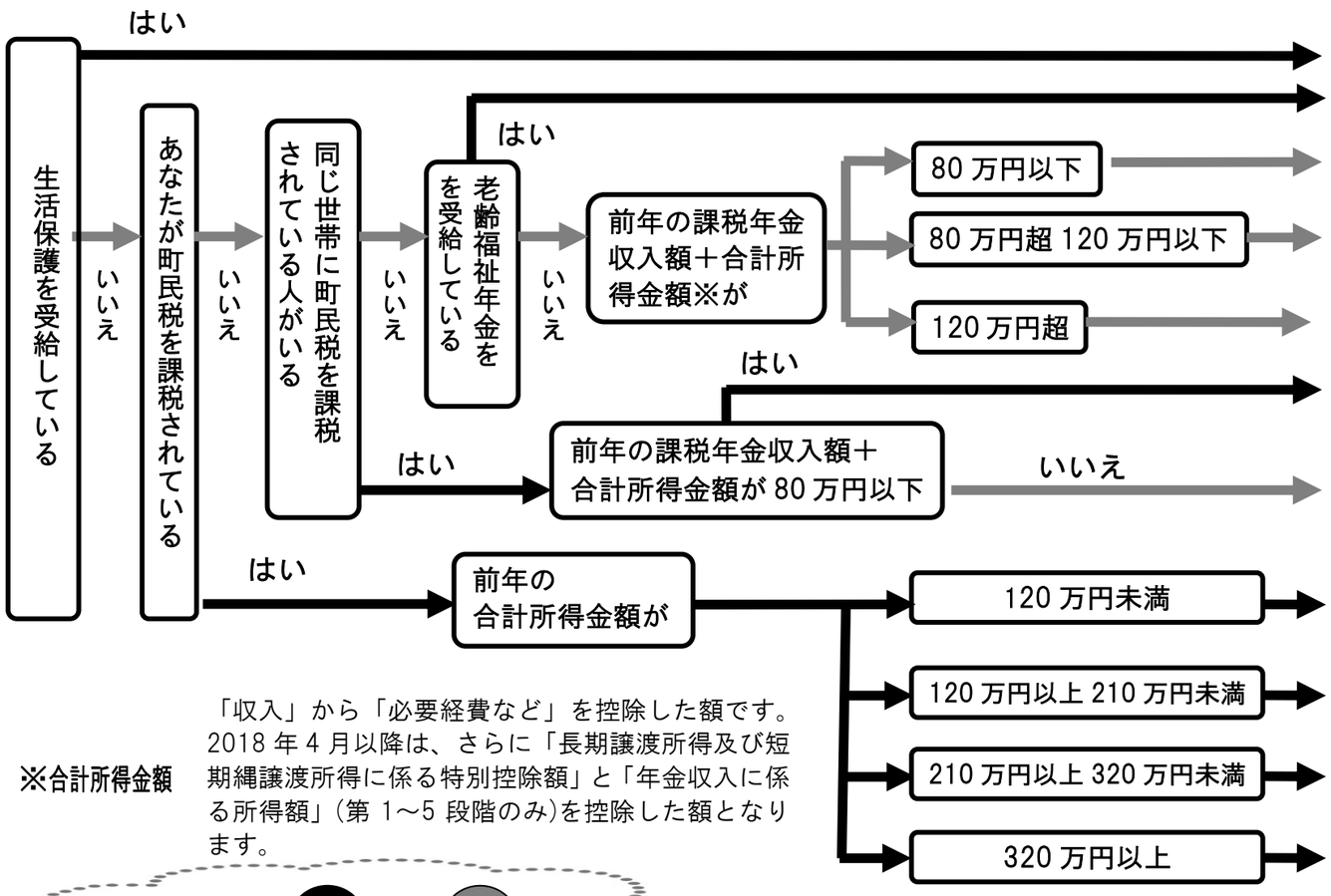

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第１段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額×0.3	17,928 円
第２段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	基準額×0.5	29,880 円
第３段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超の方	基準額×0.7	41,832 円
第４段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額×0.9	53,784 円
第５段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超の方	基準額	59,760 円
第６段階	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額×1.2	71,712 円
第７段階	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額×1.3	77,688 円
第８段階	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額×1.5	89,640 円
第９段階	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が 320 万円以上の方	基準額×1.7	101,592 円

※合計所得金額　「収入」から「必要経費など」を控除した額です。2018 年 4 月以降は、さらに「長期譲渡所得及び短期縄譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」(第 1～5 段階のみ)を控除した額となります。

介護保険料 Q & A

Q　保険料はいつから納め始めるの？

A　介護保険料は、40 歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。
40～64 歳の方は、加入している医療保険者に、65 歳になったら市町村に納めます。

例　**9 月 1 日が 65 歳の誕生日の方**
⇒7 月分までは医療保険者に、8 月分から町に納めます。

9 月 2 日が 65 歳の誕生日の方
⇒8 月分までは医療保険者に、9 月分から町に納めます

Q　サービスを利用する予定はないですが、保険料を納めないといけないの？
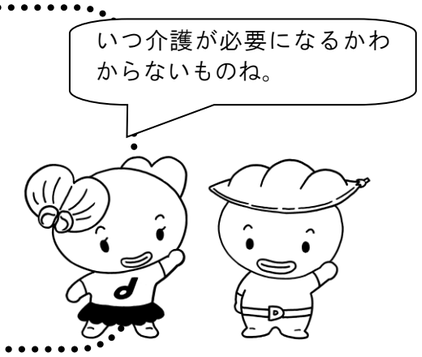
A　介護保険の財源は、保険料と税金(公費)で賄われており、65 歳以上の保険料は全体の２３％を占めています。
介護保険は、介護や支援が必要になった人がサービスを利用できるよう、社会全体で支えあい成り立っている制度です。介護保険の安定したサービス提供が行えるよう、みなさんのご理解、ご協力をお願いします。